

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)の核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請に係る行政相談

2. 日時: 令和3年6月9日(水)10時00分~10時50分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議により実施

#### 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部研究炉等審査部門

菅原企画調査官、本多主任安全審査官、真田安全審査官、堀内安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所 材料試験炉部 照射課課長 他 3名

#### 5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、今後申請を予定している、大洗研究所(北地区)の核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請の内容及び申請時期について、提出資料に基づき、以下のとおり説明があった。

○令和3年5月26日付け原規規発第2105261号をもって使用変更許可を受けた変更許可内容との整合を図る変更認可申請を行う。具体的には、JMTR の照射設備を廃止したことから、JMTR の照射設備の操作や維持管理に係る規定を削除し、これに関連する核燃料物質及びキャプセル等の管理に係る規定の変更を行う予定である。

○本申請については、6月下旬頃に申請することを予定している。

(2) 原子力規制庁から、以下の様に伝えた。

○審査においては、原子炉等規制法第57条第2項に定める認可要件である使用許可との整合や使用施設等における保安規定の審査基準に定める要求と本申請との関係を確認するので、使用施設等における保安規定の審査基準の該当条文の整理、及び該当条文の要求事項への適合性を整理した上で申請を行うこと。

(3) 原子力機構から、本日の面談を踏まえ、今後対応していく旨の発言があった。

#### 6. 提出資料

大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等保安規定の変更内容について